

レジリエンス協会
第16回定例会

地区防災計画とBCP

～第3回国連防災世界会議のフォーラム参加報告～

2015年6月16日（火）
静岡県BCPコンサルティング協同組合理事
静岡大学情報基盤センター客員教授
中小企業診断士・ITコーディネータ
博士（学術） 石井洋之

災害対策基本法の改正

「第1弾」災害対策基本法の改正の概要

参考

平成24年6月27日公布・施行

概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受け入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

残された課題

（第1弾改正時にお示ししたもの）

- 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方
- 避難の概念の明確化
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

附則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等

地区防災計画とは

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました（平成26年4月1日施行）。

ガイドラインの内容

本ガイドラインは、災害対策基本法に基づき、地区居住者等が、地区防災計画を実際に作成したり、計画提案を行ったりする際に活用できるように、制度の背景、計画の基本的な考え方、計画の内容、計画提案の手続、計画の実践と検証等について説明しています。

防災計画－計画的防災対策の整備・推進

- ・ 中央防災会議 : 防災基本計画
- ・ 指定行政機関・指定公共機関 : 防災業務計画
- ・ 都道府県・市町村防災会議 : 地域防災計画
- ・ 市町村の居住者・事業者 : 地区防災計画

地区防災計画のポイント

▶ 災害対策基本法の改正

▶ 阪神淡路大震災・東日本大震災の**教訓**

▶ 被災地における行政の麻痺・機能不全⇒

公助の限界

自助・共助の重要性

▶ トップダウンと**ボトムアップ**の防災**併用**へ

▶ 地区防災の主体は、**地区居住者**と**事業者**（**企業**）

▶ 平成26年4月 災害対策基本法の改正施行

▶ 『**地区防災計画**ガイドライン』

▶ 『同別冊 地区レベルの防災活動の取り組み事例』の公開

地区防災計画ガイドライン



地区防災計画ガイドライン

～地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に向けて～

Community Disaster Management Plan Guidelines

平成 26 年 3 月

 内閣府 (防災担当)
Cabinet Office, Government of Japan

地区防災計画ガイドライン

目次

はじめに ～ガイドラインの活用方法～	7
1 地区防災計画とは	
2 ガイドラインの内容と活用方法	
3 専門家のアドバイスの重要性	
第1章 制度の背景	13
1 自助・共助の重要性	
2 地区防災計画による地域防災力の向上	
第2章 計画の基本的考え方	17
1 地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画	
2 地区の特性に応じた計画	
3 継続的に地域防災力を向上させる計画	
第3章 計画の内容	20
1 地区の特性と想定される災害	
2 地域コミュニティを維持するためのプロセス	
3 計画の作成	
4 情報収集・共有・伝達	
第4章 計画提案の手続	36
1 市町村地域防災計画に地区防災計画を規定する方法	
2 計画提案の流れ	
3 計画提案に当たっての留意事項	
第5章 実践と検証	40
1 防災訓練の実施・検証	
2 防災意識の普及啓発と人材育成	
3 計画の見直し	
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	47
最後に	49

地区防災計画ガイドライン

付録	51
1 地区防災計画の項目の例（イメージ）	
2 関係条文等	
3 参考文献等	
4 アドバイザー・執筆関係者一覧	
コラム・用語解説目次	
<用語解説> 「災害対策基本法」	8
<コラム> コミュニティレベルでの防災計画について	9
<用語解説> 「地域コミュニティ」	12
<コラム> 釜石の奇跡について	13
<コラム> 東日本大震災における共助による支援活動について	14
<用語解説> 「首都直下地震」と「南海トラフ地震」	15
<コラム> 稲むらの火について	15
<コラム> 地域防災力について	16
<コラム> 防災まち歩きについて	27
<用語解説> 「ハザードマップ」	28
<用語解説> 「ワークショップ」	28
<コラム> タイムライン事前行動計画について	33
<コラム> かんさい生活情報ネットワーク協議会について	35
<コラム> 計画提案制度について	38
<コラム> 総合防災訓練大綱について	40
<コラム> 個別訓練タイムトライアルについて	43
<コラム> PDCA サイクルについて	44
<コラム> 米国の CERT (Community Emergency Response Teams) について	45
<コラム> 防災とソーシャル・キャピタルについて	46

地区防災モデル地区募集⇒応募⇒審査合格

記者発表資料

永田クラブ
経済研究会
国土交通記者会 へ貼り出し



平成26年9月19日
内閣府（防災担当）

地区防災計画のモデル地区募集について

災害対策においては東日本大震災の教訓を踏まえ、行政による公助のみならず、地域の住民や多様な主体の自助・共助の精神に基づく防災活動が極めて大切であります。このような取組を一層促進する観点から、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、住民等による防災訓練や物資等の備蓄、災害時の住民等の助け合いなどのコミュニティレベルでの防災活動の促進を内容とする地区防災計画制度を創設し、本年4月から同制度が施行されています。

同制度を普及させるため、地区防災計画の作成や防災訓練等を行うモデル地区を選定し、それらの取組を支援する事業の公募を下記のとおり本日から行います。

記

1. 応募資格

平成26年度内に地区防災計画の作成を予定している地区のある市町村。

2. 応募要領

応募に関しては別添の募集要項を御確認ください。

<応募締切>

平成26年10月6日12時

以上

<本件問い合わせ先>

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）付
参事官補佐 長沼 裕史
主査 桜田 和明
TEL 03-3502-6983
FAX 03-3581-7510

平成26年10月16日
内閣府（防災担当）

静岡市葵区上足洗3丁目地区 御中
（静岡県静岡市）

地区防災計画のモデル地区募集結果について（通知）

地区防災計画のモデル地区募集結果について、下記のとおり通知致します。

記

審査結果 合格

◆今後の進め方等について

地区防災計画モデル地区事業の業務委託先の関西情報センター及びアドバイザーの方と貴地区及び貴市との打ち合わせを行いたいので、連絡担当者のご登録をお願いします。

【報告内容】 地区及び市の「ご担当者名」「肩書」「電話番号」
「メールアドレス」

【報告先】 一般財団法人関西情報センター 担当：小島、西田、坊農
nstaff@kiis.or.jp
06-6346-2981

【報告期限】 平成26年10月21日

◆本件問い合わせ先

内閣府（防災担当） 普及啓発・連携担当参事官室 担当：長沼、桜田
03-3502-6984 hiroshi.naganuma@cao.go.jp kazuaki.sakurada@cao.go.jp

全国11地区の発表



地区防災計画モデル地区フォーラム

日時：平成27年3月14日（土）14：00～19：00

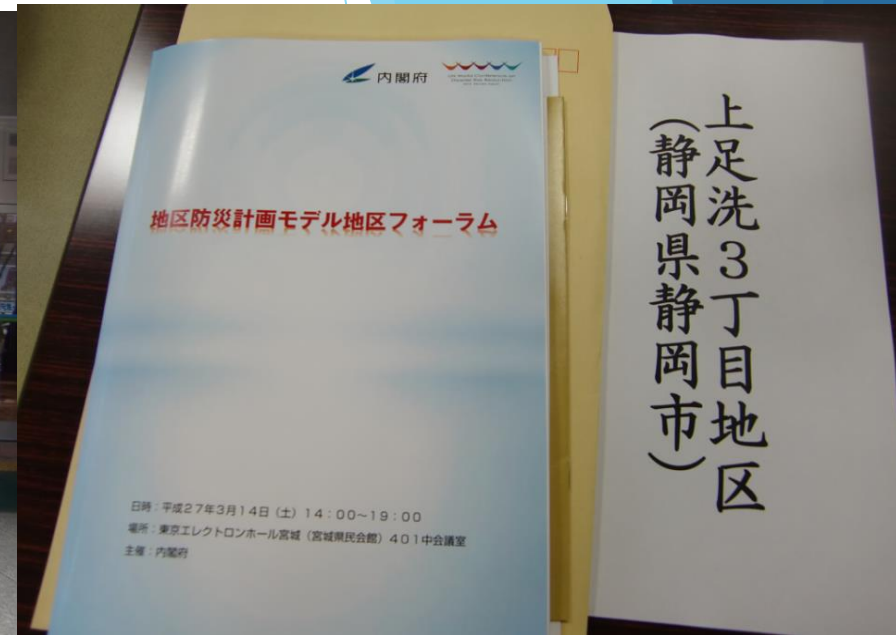
場所：東京エレクトロンホール宮城（宮城県民会館）401中会議室

主催：内閣府

プログラム

スケジュール	内 容
14:00-14:10	【挨拶】 内閣府
14:10-14:30	【講演】 「地区防災計画モデル事業に取り組む意義」 神戸大学名誉教授 室崎 益輝 氏
14:30-16:00	【報告 モデル地区1～6】 半田地区（福島県桑折町） 笈ヶ島地区（新潟県燕市） 三木地区（石川県加賀市） 下諏訪町第一・第二区（長野県下諏訪町） 香良洲地区（三重県津市） よこすか海辺ニュータウン ソフィアステイシア自主防災会（神奈川県横須賀市）
16:00-16:15	休 憩
16:15-17:30	【報告 モデル地区7～11】 上足洗3丁目地区（静岡県静岡市） 富士駅南地区（静岡県富士市） 布土地区（愛知県美浜町） 二番丁地区（香川県高松市） 安渡地区（岩手県大槌町）
17:30-17:50	【総括】 京都大学防災研究所教授 矢守 克也 氏 東京大学院工学研究科教授 小出 治 氏
17:50-18:00	休 憩
18:00-19:00	【交流会】 地区住民、参加者等の意見交換会（相互交流会）

地防災計画モデル地区フォーラム発表風景



第3回国連防災世界会議
地区防災計画モデル地区フォーラム

「上足洗3丁目**楽縁隊**」
地区防災計画とその活動記録

：佐藤 隆

9
：石井洋之

1. 自己紹介

▶ リーダー：佐藤 隆

- ▶ ・ **ふじのくに防災士**
- ▶ ・ 静岡市上足洗3丁目町内会副会長
- ▶ 兼防災部長（16年間）
- ・ NPOふじのくに防災・防犯支援センター理事長
- ▶ ・ ふじのくに防災指導員
- ・ 静岡県防犯まちづくりアドバイザー
- ▶ ・ 元教育関係出版会社勤務
- ▶ ・ 私設防災組織「楽縁隊」隊長

▶ サポーター：石井洋之

- ▶ ・ **ふじのくに防災士**
- ・ 静岡大学情報基盤センター客員教授（リスクマネジメント専攻）
- ・ 静岡県立大学経営情報学部客員共同研究員・博士（学術）
- ・ 静岡県BCPコンサルティング協同組合理事
- ・ 元損害保険会社勤務
- ・ 中小企業診断士
- ・ ITコーディネータ

2. 上足洗3丁目の地区特性：自然特性・社会特性・マップ

➤地区概要：静岡市HP（平成26.4.1現在）

- 静岡市葵区中心部より北東2kmにある**平地**の**閑静な住宅地**
（海岸より約6km）大きな**河川なし**
- 旧市街地であるため**道路狭く一方通行多い**
- 木造住宅多く（349棟）**旧耐震基準住宅も多い**
- 面積：**約18万㎡**（ほぼ駿府城公園と同面積）
- 人口：**1,564人**（男722人 女842人）
- 世帯：**647世帯**
- 高齢化率：**26.4%**（65歳以上413人）
- アパート・マンション棟数：12棟
- 店舗・事業所数：10店・4社
- 静岡県第4次地震被害想定ハザード：
 - **想定震度 7 最大震度（全地区）**
 - **延焼火災被害 5 危険度最大（全地区）**
 - **液状化危険度 100%（全地区）**
- 過去の被災履歴：
 - 昭和49年七夕豪雨で一部住宅が床上浸水



3. 「楽縁隊」の設立経緯

- 平成11年佐藤隆が町内防災部長に就任。以降、町内会の自主防災組織はあるが、毎年、班長・組長が入れ替わるため、当地区の組織的な活動はなく、実質的な活動は、**16年間**、佐藤防災部長一人に任せられ活動してきた。
- 平成26年7月 ふじのくに防災士会で知り合った石井から、佐藤の**地域防災活動**と石井の**企業防災活動**とを並行して活動を行う必要性があるとの意見で一致し、協働活動を開始した。
- 同年8月 佐藤の**私的ブレン** 6名を選任、「**楽援隊**」を結成し防災計画を準備する。同地区住民である田辺静岡市長からも激励の連絡をいただいた。
- 同年9月 内閣府の「地区防災計画**モデル地区募集**」の情報を知り、応募。メンバーの確定。
- 同年10月「モデル地区」の**審査合格**し、「楽縁隊創設会」を開催し本格的活動開始。以降、月例会5回と研修会3回を実施し、活動を継続中。



4. 「楽縁隊」参加メンバー

活動メンバー：

（全員リタイアサラリーマン）

- ▶ ・ 佐藤 隆（リーダー：
 - ▶ 元教育関係出版社勤務）
- ▶ ・ A（元出版社代理店勤務）
- ▶ ・ B（元ガス会社勤務）
- ▶ ・ C（元新聞社勤務）
- ▶ ・ D（元製薬会社勤務）
- ▶ ・ E（元J R勤務）
- ▶ ・ F（元国家公務員）

▶ 特別メンバー：

- ▶ （活動協力・支援・連携）
 - ▶ ・ G（現民生委員）
 - ▶ ・ H（現民生委員）
 - ▶ ・ I 工業(株)（建設会社）
 - ▶ ・ 田辺信宏（現静岡市長・住民）
 - ▶ ・ 石井洋之（サポーター：
 - ▶ 元損害保険会社勤務）

5. 地区防災計画の内容－基本方針と目標

(1) 活動の基本方針：

災害弱者である**要援護対象者**
の命を守る

(2) 短期目標：平成27年3月末まで

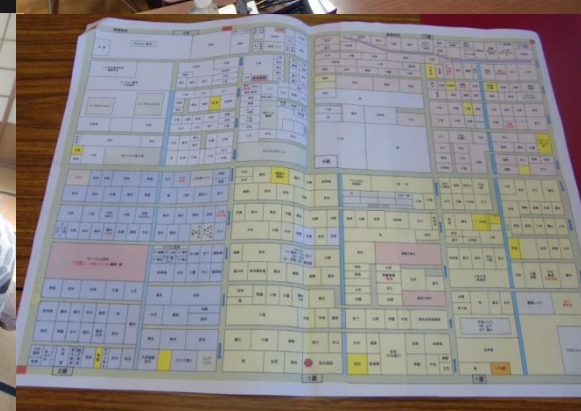
町内防災部長の**私設活動部隊**
「**楽縁隊**」による要援護対象
者の実態調査と対策検討（**民
生委員**と同行調査）

(3) 長期的活動目標：町内の様々 な意見を吸い上げる組織とし て、「**安全・安心委員会**（仮 称）」を設置する

- ◆ 木造建物多く延焼危険度、液状化危険度高い⇒**早期の避難**が必須
- ◆ 高齢者が多い⇒**道路狭く**旧耐震化基準住宅多い
- ◆ 個人情報関係から**民生委員の協力**が不可欠
- ◆ 高齢者宅への**個別訪問で生活状況**も把握可能
- ◆ **昼間高齢者世帯**の実態把握必要
- ◆ 平成27年度より町内会に、安全・安心静岡一を目指す**新しい正式組織**を立ち上げる
- ◆ **楽縁隊**は、町内会長補佐の組織として地域全体の防災活動を指導

6. 「楽縁隊」の活動の内容：

- 10月創設会：楽援隊発足式。隊の目的、人選経緯紹介、活動計画と討議
- 11月定例会：楽縁隊に改名、基本方針として要援護者支援活動から開始することを決定。
- 12月研修会：G民生委員出席し要援護者の実態確認。町内会長の承認取得、公表承認。
- 12月定例会：D隊員が要援護支援用地区手作りマップ作成、民生委員との同行調査決定
- 1月研修会：G・H民生委員を交えた要援護支援に関する研修
- 1月定例会：第1班の調査結果の報告（感謝）
- 2月研修会：静岡県地震防災センター見学
- 2月定例会：第2班の同行調査の結果報告と3月の発表会に向けて振り返りと今後の活動計画



7. 防災活動の内容：今後の活動予定

(1) 防災活動の体制（要援護支援班「**見守り隊**」の編成）

- ・平成27年度から、楽縁隊メンバー等の**元気なシニアを中心に**、正式に町内会組織として「**安全・安心委員会（仮称）**」を設け、新たな体制を作る。
- ・多くの町内会員に参加を呼びかけ、「要援護支援班」の編成により各種の活動計画を作成する。さらに、防犯・防災を契機として**親密なコミュニティ作り**に着手する。

(2) 平常時の活動・(3) 発災直前の活動

- ・班別に、安全・安心対策の「見守り隊」を編成し、災害時と共に**平時における災害弱者の見守り支援**対策を実行し、災害時のための訓練を重ねる

(4) 災害時の活動

- ・班別の支援隊によって要援護者の**安否を確認**し、対策本部に連絡するとともに、**避難地、避難所への誘導**を支援する（火災等の**2次災害を出さない**）

(5) 復旧復興期の活動

- ・避難所での要援護者の生活を支援し、いち早い**帰宅へ向けて援助**する

(6) 市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

- ・実態に即した支援を行うために**民生委員**等関係機関との連携を密にする

8. 上足洗3丁目の目指すところ

- ◆ 弱者支援の防犯・防災地区計画作りを通じて、
「**静岡で一番安全・安心な地区・上足洗3丁目**」
を実現する
- ◆ 平時の防災・防犯活動によって、地区コミュニティの**絆の強化**を図る
- ◆ モデルとする事例：
 - 平成26年11月22日22:08に発生した長野県北部地震において、住宅など76棟が全半壊し26人も下敷きになったが、地区住民の連携で一人も死者を出さず救出されたという成果を挙げた「**白馬の奇跡**」がある
 - 同地区の「**災害時住民支え合いマップ**」を参照し上足洗3丁目独自の「**要援護者支援絆マップ**」を地区全員が理解し目標を達成したい

白馬村の「**災害時住民支え合いマップ**」



出典:リスク対策.com vol.47

9. 上足洗 3 丁目絆マップ^o



例	別途調査
①	独居老人 男
	〃 女
②	老人世帯
③	家具固定 完了
	〃 まだ
	〃 一部
④	ガラス保護膜 完了
	〃 まだ・一部
⑤	家屋 安全
	〃 一部安全
	〃 古い
	〃 一部古い

町内備品		
①	ジャッキ	台
②	電動 鋸	台
③	ロープ	m × 本
④	スコップ	本
※	※混合オイル	ℓ

手配可能〇〇さん	運転手
① ユンボ	さん
② 車椅子 チューブなし	台

救急用具		
①	AED	台
②	タンカ	台
③	止血帯	枚

10. まとめ：「**楽縁隊**」活動の特徴と今後の活動に向けて

1. 楽縁隊は、町内会防災部長の私的親衛隊による**平時の防災ボランティア組織として活動**した
2. 民生委員との**個別訪問**同行が、住民との信頼感につながり**住民に感謝されるた**ことが活動の最も大きなインセンティブとなった
3. **サポーター**の各種情報提供や活動へのナビゲートが、楽縁隊の自発的な取り組み意識を高め**新しいアイデア**が生まれ行動ができた

1. 今後も町内会、自主防災会とは**別組織で活動**し、会長の補佐組織として平時の防災ボランティア活動組織とする
2. 活動を通じて地域での防災ボランティアに**理解のある住民を順次参加**してもらい大きな組織にしていきたい
3. 民生委員だけでなく、今後は**企業の参加**もお願いし、**学校、行政**等とも連携した活動を展開したい。
4. **元気なシニアの活動拠点**となって、地区の活性化を図っていく
5. **サポーターによる計画策定支援の制度**が必要

▶ ご清聴ありがとうございました。

▶ 静岡市葵区上足洗 3 丁目

▶ リーダー : 佐藤 隆

▶ サポーター : 石井洋之

地区防災計画とBCP：私の提言

10. まとめ：「楽縁隊」活動の特徴と今後の活動に向けて

- | | | |
|---|---|--|
| 1. 楽縁隊は、町内会防災部長の私的親衛隊による 平時の防災ボランティア組織として活動した | → | 1. 今後も町内会、自主防災会とは 別組織で活動し 、会長の補佐組織として平時の防災ボランティア活動組織とする |
| 2. 民生委員との 個別訪問同行 が、住民との信頼感につながり 住民に感謝された ことが活動の最も大きなインセンティブとなった | → | 2. 活動を通じて地域での防災ボランティアに 理解のある住民を順次参加 してもらい大きな組織にしていきたい |
| 3. サポーターの各種情報提供や活動へのナビゲートが、楽縁隊の自発的な取り組み意識を高め 新しいアイデア が生まれ行動ができた | → | 3. 民生委員だけでなく、今後は 企業の参加 もお願いし、 学校、行政等 とも連携した活動を展開したい。 |
| | → | 4. 元気なシニアの活動拠点 となって、地区の活性化を図っていく |
| | → | 5. サポーターによる計画策定支援の制度 が必要 |

- ▶ 最後にまとめとして、私たち「楽縁隊」による地区防災活動の特徴と、今後の活動に向けた思いを申し上げます。
- ▶ 1つ目は、「楽縁隊」が、**平時の地区住民によるボランティア組織**であることです。自分の地区は自分たちで守るという**共助の精神の高い住民が集まった組織**です。これにより今までの自主防災組織から脱皮できていると思っています。
- ▶ 2つ目は、楽縁隊隊員を熱く活動させるインセンティブは「**住民からの感謝**」だということです。要援護対象者の個別訪問によって得られた住民からの感謝は、この活動の大きなインセンティブであり、活動の原動力になっています。
- ▶ 3つ目は、**サポーターの支援**です。楽縁隊の活動をリードし、精神的支えとなってくれました。
- ▶ これに関して、サポーター石井からの提言があります。
 - ▶ 企業防災・BCP策定支援には、様々な公的補助の支援があり、専門家がビジネスとして企業防災のサポート活動をしています。しかし、地区防災の支援には、このような制度がありません。
 - ▶ 地区防災計画の主体は、地区の住民と事業者です。企業防災における専門家派遣制度のようなサポーターの活躍できる制度を地区防災にも作っていただきたいと思っています。
 - ▶ 今後、日本の各地の地区防災計画策定の推進に弾みをつけるために、**公助の一つ**として地区防災の公的支援としてのソーシャルビジネス化をご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ▶ **防災の基本方針**である人命を守ることは、中小企業にとっても**BCPの基本方針**
- ▶ 中小企業の86.5%を占める**小規模企業のBCP普及**には、地区防災計画に参加してもらうことが第一歩
- ▶ 地区に所在する中堅・大企業には、具体的な**地域貢献活動として参加**して意識を高めることが可能
- ▶ 地区防災計画には、BCP策定手法に慣れた**専門家の支援が必要**
- ▶ 中小企業のBCP策定支援と同じように、地区防災計画策定支援を**専門家がビジネスとして支援**できるような**制度が必要**
- ▶ ソーシャル・ビジネスとしての地区防災が稼働すれば、災害対策基本法にいう**東日本大震災の教訓**が活かされ、地域防災の実効性が高まる。
- ▶ 学校教育で行う**防災教育の分野にも、ビジネスの制度を取り入れることが可能**

私の真の狙いと目的



ソーシャルビジネス・ケースブック (震災復興版)

～ 被災地の復興に向けたソーシャルビジネス ～



地域を守るために企業は何をすべきか？

出典：リスク対策.com vol.44 2014年7月号

<http://www.risktaisaku.com/sys/magazine/?p=002066>

出典：平成24年1月 経済産業省 地域経済産業グループ

ソーシャルビジネス（S B）・**コミュニティビジネス**（C B）とは、**地域社会の課題解決**に向けて、住民、N P O、企業など、様々な主体が協力しながら**ビジネスの手法を活用**して取り組むこと

ビジネスチャンスの実現

STEP1

ガイドラインの概要を参考に、地区防災計画制度の全体像を把握。

STEP2

各地区の特性等に応じて、気になる箇所や地区の課題に対応している部分等をチェック。

STEP3

ガイドラインを参考に、地域コミュニティの課題と対策について検討。

STEP4

地域コミュニティの地区防災計画を作成。計画に沿った活動の実践を通じた人材育成や見直し。



解説・アドバイス

防災コンサルタント

行政関係者、学識経験者等の専門家



ビジネスチャンスの実現

掛危防第213-1号
平成27年2月6日

石井 洋之 様

掛川市危機管理課長 白畑喜久雄

防災リーダー養成講座（上級編）の講師について（お願い）

日頃より、掛川市の防災行政に御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。
さて、標題の件につきまして、自主防災会及び広域避難所のリーダーとして必要な、知識と技術の習得により、地域の防災リーダーとなり得る人材の育成を目指すため、防災リーダー養成講座（上級編）を開催いたします。
つきましては、地区防災計画の概要と策定のポイントについてご講義いただきたくご依頼申し上げます。

記

- 開催日時 平成27年2月28日（土） 9:15～12:00
- 会場 掛川市役所4階 会議室1
- 内容 「地区防災計画の概要と策定のポイント」

* 詳細は別紙プログラムをご覧ください

担 当 掛川市危機管理部危機管理課
防災対策係 沢崎
電 話 0537-21-1131

防災リーダー養成講座（上級編） プログラム

掛 川 市
平成27年2月28日（土）

1日目

受付 8:30～9:00

講座内容		講師	時刻	所要 時間	会場
開講式	○ご挨拶 ○資料・日程等の説明、事務連絡	事務局	9:00 ～ 9:15	15分	4階会議室1
講座1	地区防災計画の概要と策定のポイント 第Ⅰ部 地区防災計画の概要（講義） ○映像から見る大震災の教訓と災害対策基本法の改正 ○地区防災計画ガイドライン（概要）説明 第Ⅱ部 防災ガイドブックについて （危機管理課説明 10分） （休憩 10分） 第Ⅲ部 地区防災計画の策定（ワークショップ） ○わか地区の「地区防災計画」策定 ○グループディスカッションと発表 第Ⅳ部 まとめ	石井洋之	9:15 ～ 12:00	165分	4階会議室1
昼休み	（昼 食） ○写真撮影 ○防災DVDの上映	事務局	12:00 ～ 13:00	60分	4階会議室1
講座2	危険予知（KYT）について（講義） ○危険予知について ○危険予知トレーニング	危機管理課	13:00 ～ 13:40	40分	4階会議室1
講座3	災害後のこころのケアについて（講義） ○災害後のストレス反応 ○ストレス反応がある人への接し方 ○セルフケア方法について	静岡県 O F 日本カウンセラー協会 中塚京子	13:40 ～ 15:10	90分	4階会議室1
休憩	休 憩（移動）		15:10 ～ 15:20	10分	4階会議室1
講座4	スタート方式トリアージについて ○災害時の救護所開設について ○スタート方式トリアージ講習 ○事例よりトリアージ訓練	保健予防課	15:20 ～ 16:20	60分	4階会議室1
閉会	○アンケート記入 ○事務連絡	事務局	16:20 ～ 16:30	10分	4階会議室1

ビジネスチャンスの実現

掛 危 第 6 号
平成27年 4 月24日

石井 洋之 様

掛川市危機管理課
課長 浦野正守

地区防災計画作成のアドバイザーについて（依頼）

日頃より、掛川市の防災行政に御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。
さて、地域コミュニティの防災力を高めるため、市内で地区防災計画作成を進めていきます。
つきましては、南郷地区（モデル地区）において、地区防災計画作成のアドバイザーとして御
教授いただきたく依頼申し上げます。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 開催日時 | 平成27年5月8日（金）午後7時から午後9時まで
平成27年6月21日（日）午後7時から午後9時まで
平成27年7月19日（日）午後7時から午後9時まで
平成27年8月9日（日）午後7時から午後9時まで
平成27年9月6日（日）午後7時から午後9時まで |
| 2 会 場 | 掛川市南郷地域生涯学習センター会議室 |
| 3 内 容 | 南郷地区防災計画作成 |

担 当	掛川市危機管理部危機管理課 危機政策係 戸塚真琴
電 話	0537-21-1131

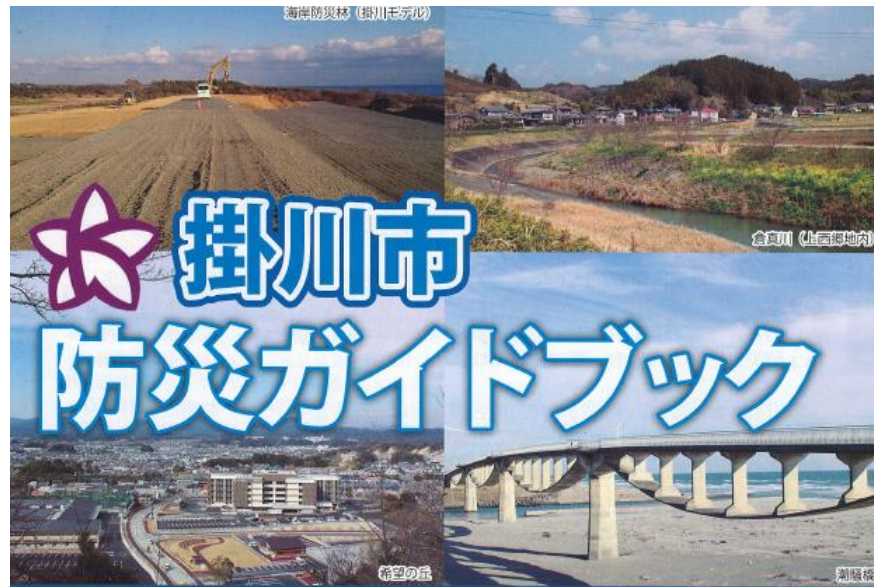
平成27年度 南郷地区組長研修会

2015. 6. 7 9:00～
南郷地域生涯学習センター

次 第

- | | |
|--|--|
| 司会 | 鈴木敏治杉谷南区長 |
| 1 開会の辞 | 松浦勇夫副区長会長 |
| 2 区長会長あいさつ
・南郷地区の概要 | 中村隆哉区長会長 |
| 3 市政報告 | 高木敏男市議会議員 |
| 4 組長の責務
・組長のしおり | 平野敏雄庶務担当区長 |
| 5 地区内の主要組織
・南郷地区まちづくり協議会
・南郷地域生涯学習センター
・南郷地区福祉協議会
・南郷地域安心安全推進協議会
・南郷地区女性防災会 | 守屋事務局長
寺澤治男センター長
菊池昭生会長
平野豊会長
落合満江会長 |
| 小休止（トイレ休憩） | |
| 6 地震防災講和
「演題」
☆ 地区防災計画における組長の役割！
講師：静岡大学情報基礎センター客員教授
ふじのくに防災士
石 井 洋 之 氏 | |
| 7 質疑応答 | |
| 8 閉会の辞 | 平野敏雄次期組長研修担当区長
（上張区長） |

ビジネスチャンスの実現



目次

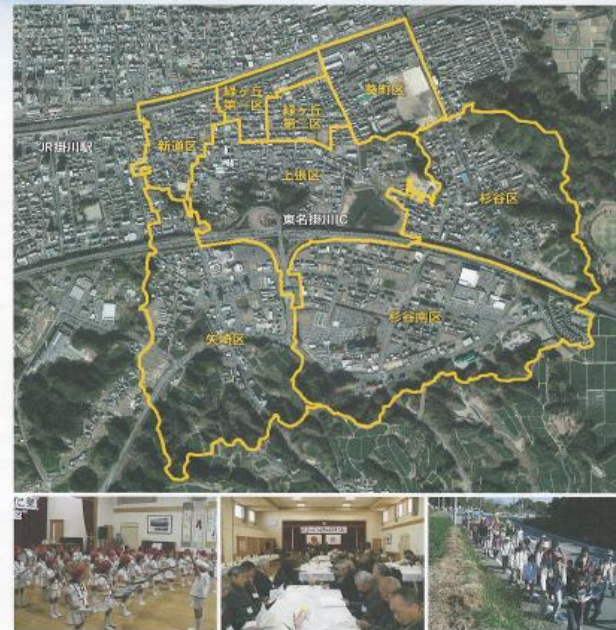
はじめに	1	土砂災害	13
家庭の避難計画をつくる	2	・土砂災害の種類、前ぶれ	13
家庭の避難計画		・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定	13
・災害種別ごとの避難行動	3-4	・土砂災害警戒情報	14
・マイ防災マップの作成方法	3	・避難方法	14
・マイ防災マップ	4	避難のため情報収集	15
地震		・防災情報入手方法	15
・県第4次地震被害想定	5	平常時の安全対策	16
・地震発生時の行動	6	・家庭でできる防災対策	16
津波		・地震から命を守る各種補助	16
・想定される最大津波被害	7	非常持ち出し品・非常用備蓄品	17
・津波避難の考え方	7	・非常用持ち出し品・備蓄品の準備	17
・津波避難の方法	7	自主防災会の活動	18
・津波浸水範囲	7-8	・災害への備え	18
・大津波警報・津波警報・津波注意報	8	・自主防災会の役割	18
液状化		避難所の運営	19
・液状化可能性分布図	9	・避難所開設	19
・液状化の特徴	9	・広域避難所の運営	19
・液状化の可能性	9	・福祉避難所	19
・液状化に注意した避難	9	災害時の医療救護	20
原子力災害		・災害医療の流れ	20
・LPZ (緊急時防護措置を準備する区域)	10	・応急手当	20
・情報収集	10	施設一覧	21
・避難行動	10	・広域避難所・救護所	21
・事象と防護措置	10	・福祉避難所	21
洪水		図郭割と凡例	22
・浸水想定区域	11	・マップ作成条件	22
・避難方法	11	・マップ使用上の注意	22
・水位観測地点	11	洪水・土砂災害ハザードマップ	23-46
・水位情報と用語	12	・洪水ハザードマップ作成条件	25
・画の読み方と注意報・警報の基準	12	家族の情報と緊急連絡先	47
		・家族の情報	47
		・緊急連絡先	47
		・災害用伝言ダイヤル「171」	47

この防災ガイドブックは、「掛川市地震津波対策整備基金」により作成しました。掛川市は、静岡県第4次地震被害想定での死者800人をゼロにするため、市民、企業と協働で防災対策に取り組んでいます。

南郷地区まちづくり計画

Nangou area master plan

～住んでいることに幸せを感じられる南郷地区～



2015年4月

掛川市 南郷地区まちづくり協議会

ビジネスチャンスの実現

平成26年度補正予算

中小企業・小規模事業者事業継続力強化支援事業

募集要領

○本事業では、地域経済を支える中小企業・小規模事業者におけるBCP（事業継続計画）の策定・運用の取組を支援するため、中小企業関係全国団体及び業界関係団体などの全国団体に対し、事業継続力強化講習会、BCP策定・運用ワークショップの開催、専門家の派遣及び団体の構成員である中小企業・小規模事業者に対する事業継続力の強化の指導・助言のためのツールとなる指導マニュアル等の策定に係る経費の一部を補助します。

○募集期間

平成27年2月23日（月）～平成27年3月16日（月）

○お問い合わせ先

中小企業庁 経営安定対策室

住所：〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL：03-3501-0459

担当：野村、村山

平成27年2月

中小企業庁

御商工第107号

平成27年5月20日

石井 洋之 様

御殿場市商工
会 長 林



「事業継続力強化支援事業」実施に伴う講師依頼について（お願い）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、御殿場市商工会は中小企業庁が実施する中小企業・小規模事業者事業継続力強化支援事業に申請し採択され、中小企業・小規模事業者を対象にBCPの策定・導入を支援することになりました。

近年多発する大規模自然災害等の影響で、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業・小規模事業者の中には、廃業に追い込まれるケースが見られ、企業体質・危機対応能力の強化が喫緊の課題となり、こうした課題を解決するBCPの策定・導入が求められてきました。本事業を通じて地域の中小企業・小規模事業者の危機対応能力の向上のみならず、経営改善、取引先との信頼性の向上など、企業の事業継続力と産業競争力の強化につなげたいと考えております。

つきましては、公私ともにご多忙のところ恐縮に存じますが、別紙の通り講師として種々ご教示ご指導くださるようお願い申し上げます。

問い合わせ：御殿場市商工会 工業グループ TEL 0550-83-8822

ビジネスチャンスの実現

①事業継続力強化講習会

日 時	平成27年7月16日(木) 14:00~16:00
会 場	御殿場市民会館 第7会議室 御殿場市萩原183-1 TEL:0550-83-8000
テ ー マ	BCPの必要性について
内 容	・BCPとは(自然災害、火災、事故災害、感染症、サイバー攻撃、テロなど) ・自社の経営の実態(在庫管理、顧客管理等)の把握、サプライチェーンの構築 ・取引上の優位な立場、市場や社会の中で信頼を得るために ・東日本大震災を含めたBCPの運用例 ・防災に係る融資や保険の優遇 など
対 象 者	中小企業・小規模事業者 30社以上
謝 金	50,000円(税込)、交通費実費
そ の 他	印刷物がありましたら、事前に印刷いたします。

②運用策定ワークショップ

日 時	平成27年8月20日(木)、9月3日(木)、10日(木)の3日間 13:30~16:30
会 場	御殿場高原ホテルBU 御殿場市神山719 TEL:0550-87-1414
テ ー マ	BCPの運用策定ワークショップ
内 容	- 中小企業BCP策定指針(入門編)を使用。 ・自社に照らし合わせシミュレーション作業を実施 ・基本方針と運用体制、事前対策の検討、緊急時・平常時のBCPの体制など
対 象 者	中小企業・小規模事業者 5社以上
謝 金	1回 75,000円(税込)、交通費実費
そ の 他	印刷物がありましたら、事前に印刷いたします。

③専門家派遣

日 時	平成27年9月10日(木)以降 2時間
会 場	各事業所
テ ー マ	個別事情に合わせたBCPの策定支援
内 容	ワークショップ参加事業者のニーズを踏まえ策定したBCPの改善アドバイスを実施
対 象 者	中小企業・小規模事業者
謝 金	1回 50,000円(税込)、交通費実費
そ の 他	申込みがある場合に実施します。

御殿場市商工会主催
事業継続力強化支援事業

BCPの必要性について ～中小企業にとってのBCPとは～

2015年7月16日(木)
静岡県BCPコンサルティング協同組合理事
静岡大学情報基盤センター客員教授
中小企業診断士・ITコーディネータ
博士(学術) 石井洋之

事例紹介企業 西光エンジニアリング(株)
講演記録 静岡県BCP研究会

BCPをビジネスに活かす

平成26年6月
西光エンジニアリング(株)
代表取締役 岡村邦康
(同社紹介了解済み資料)

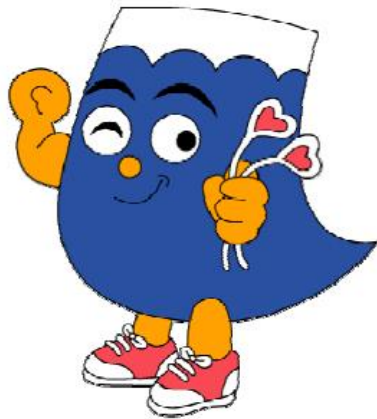
ビジネスチャンスの実現



静岡県庁の運営部 - しずおか
ふじのくに
Shizuoka Prefecture

静岡県事業継続計画モデルプラン(第3版)

～ BCPからBCMへ～



静岡県経済産業部

本モデルプランは、内閣府「事業継続ガイドライン」(平成25年8月改訂)^{*1}、中小企業庁「中小企業BCP(事業継続計画)策定運用指針」(平成18年2月)^{*2}及びNPO法人事業継続推進機構「中小企業BCPステップアップ・ガイド」(4.0版)^{*3}を参考に、静岡県の社会的・自然的特性を踏まえて、中小企業により身近に・より分かりやすく、見直し・作成したものです。

1 内閣府 (<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/keizoku/sk.html>)

2 中小企業庁 (<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>)

3 NPO法人事業継続推進機構 (<http://www.bcao.org/>)

想定外では 片付けられません

平成24年4月
改正
リニューアル!



最大震度7

※震度7は、関東地方・近畿地方に相当する地震規模より強弱

災害時発動型保証予約システム

(早期復旧のために) BCP特別保証

激甚災害被災下での事業継続や復興のための保証予約

事前保証予約期間
保証料無料

激甚災害発生時
— 無担保最大 —
8,000万円

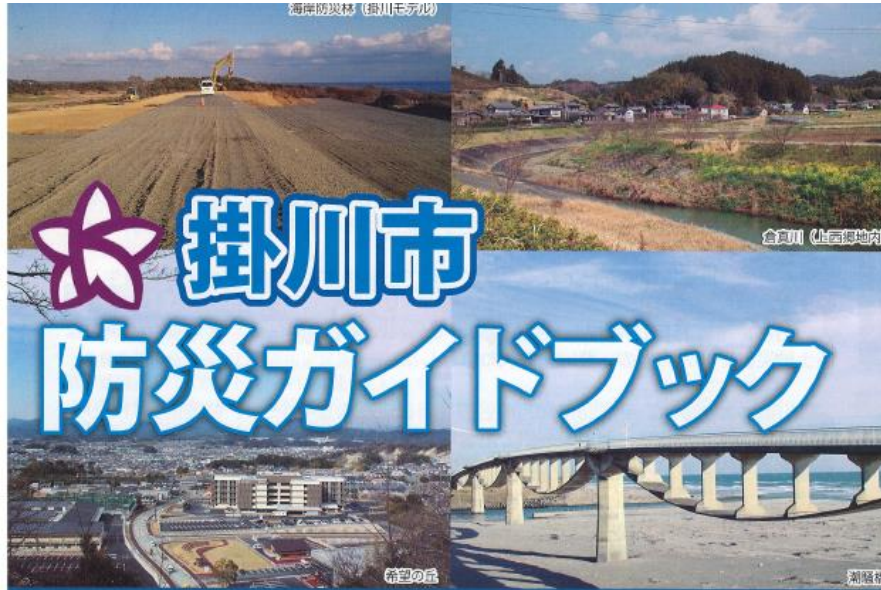
 あなたの事業を応援するパートナー
静岡県信用保証協会

<http://www.cgc-shizuoka.or.jp>

<参考>

- ▶ 「地区防災計画入門」（西澤雅道（著） 筒井智士（著） NTT出版）
<http://www.nttpub.co.jp/search/books/detail/100002312>
- ▶ 「地区防災計画ガイドラインとは - みんなでつくる地区防災計画」
（内閣府の地区防災計画ポータルサイト）
（<http://chikubousai.go.jp/basic.php?eid=00006>）
- ▶ 「いま企業の参加が求められる地区防災計画づくりとは」
（<https://www.youtube.com/watch?v=SCCvCyPsZIE>）
- ▶ 「地区防災計画」解説セミナー BCPを地域に生かせ！」（リスク対策.com Vol.48 <http://www.risktaisaku.com/sys/seminor/?p=622>）
- ▶ 「事業継続ガイドライン第三版の概要と地区防災計画との関係」 講師：内閣府政策統括官（防災担当）付普及啓発・連携担当参事官付主査 筒井智士氏（<http://www.risktaisaku.com/sys/seminor/?p=622>）

原子力災害



目次

はじめに	1	土砂災害	13
家庭の避難計画をつくる	2	避難のため情報収集	15
家庭の避難計画	3	平常時の安全対策	16
・災害種別ごとの避難行動	3-4	非常持ち出し品・非常備蓄品	17
・マイ防災マップの作成方法	3	自主防災会の活動	18
・マイ防災マップ	4	避難所の運営	19
地震	5	災害時の医療救護	20
・震度4 地震被害想定	5	施設一覧	21
・地震発生時の行動	6	図解と凡例	22
津波	7	洪水・土砂災害ハザードマップ	23-24
・想定される最大津波被害	7	家族の情報と緊急連絡先	25
・津波避難の考え方	7		
・津波避難の方法	7		
・津波浸水範囲	7-8		
・津波浸水範囲	8		
液状化	9		
・液状化可能性分布図	9		
・液状化の特徴	9		
・液状化の可能性	9		
・液状化に注意した避難	9		
原子力災害	10		
・UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）	10		
・情報収集	10		
・避難行動	10		
・事象と防護措置	10		
洪水	11		
・浸水想定区域	11		
・避難方法	11		
・水位観測地点	11		
・水位情報と用語	12		
・雨の降り方と注意報・警報の基準	12		

この防災ガイドブックは、「掛川市地震津波対策整備基金」により作成しました。掛川市は、静岡県第4次地震被害想定での死者 800 人をゼロにするため、市民、企業と協働で防災対策に取り組んでいます。

原子力災害

UPZ (緊急時防護措置を準備する区域)

原子力施設の状態や放射性物質が放出された場合に状況に応じて屋内避難や避難先を実施する区域であり、川市台時はUPZとなります。

情報収集

UPZ内は原子力施設の事故事象や平均放射線量などにより防護措置が異なります。(下表) 可能無線、アフレコ、ラジオなどから正確な情報を入手し、災害時には着ち着いて行動します。現在の環境放射線の状態は上記HPから確認することができます。

避難行動

- (1) 避難
一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合に避難を促すための要請する防護措置。
- (2) 屋内避難
屋内に避難することで、放射線被ばくのリスクを軽減する。一時的に、エレベーター建物のほか、エレベーターによる過剰な被ばくや放射線の発生が強く懸念されることがあります。
- (3) 飲食物の摂取制限
飲食物の摂取制限の決定を行い、一定以上の被ばくが確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することによって被ばくを低減します。

事象と防護措置

■ 原子力施設の事故事象に応じた防護措置 (H4)

事象	事象	防護措置概要
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれがあるものではないが、原子力施設における事故事象の発生、または、そのおそれがある状況。 ・警戒事態における放射線量の上昇 ・火災や爆発が起きた場合など	警戒事態における放射線量の増加
施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆の放射線による影響を明らかにし得る事故事象が生じた状況。 ・全電源喪失発生後、5分以上継続した場合 ・原子力施設敷地内の放射線量が警戒事態に達した場合など	屋内避難準備 敷居内での放射線量の増加
全面緊急事態	原子力施設において、公衆の放射線による影響を明らかにし得る事故事象が生じた状況。 ・全電源喪失発生後、30分以上継続した場合 ・原子力施設敷地内の放射線量が警戒事態に達した場合、そのおそれがある場合など	屋内避難 敷居内での放射線量の増加

■ 原子力施設から放出された放射性物質の状況に応じた防護措置 (H4)

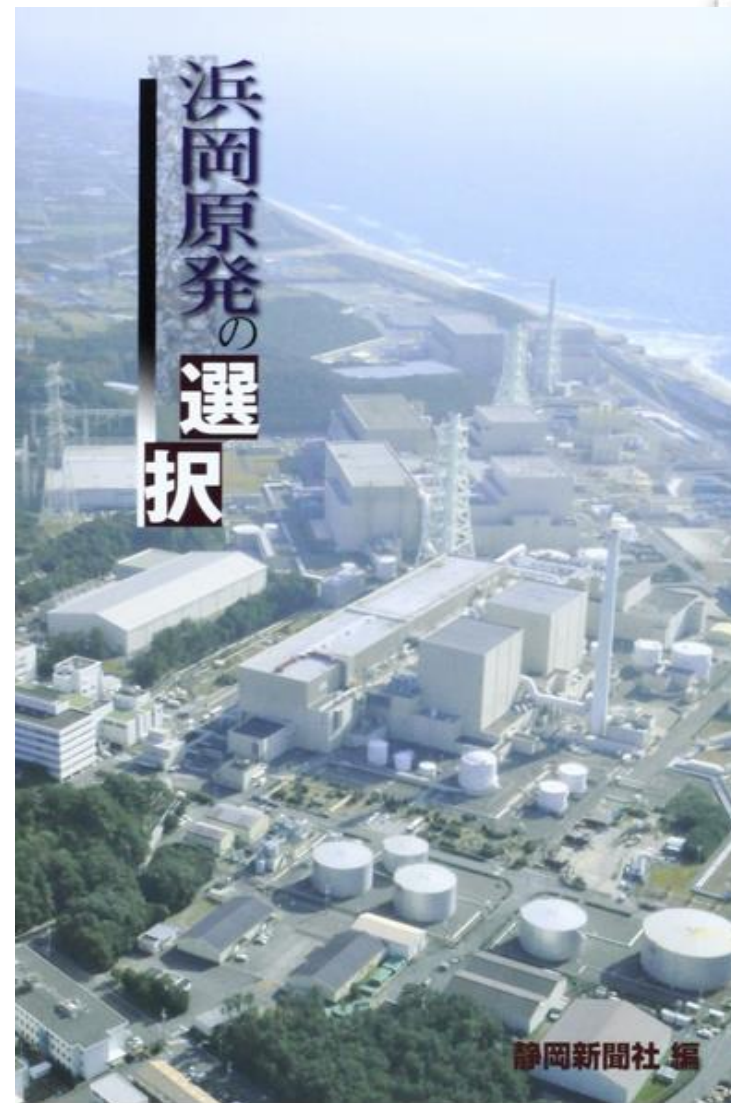
放射線量 (地上 1m の空気線量率)	防護措置概要
0.1μSv/h	数日以内に飲食物の摂取量を減らす必要はない。
20μSv/h	1日以内を目処に区域を指定し、地域住民の避難を要請するとともに、1週間以内の避難を要請。
500μSv/h	数時間以内の区域を指定し、避難を要請。



UPZ: Urgent Protective action planning Zone. (緊急時防護措置準備区域) 原子力施設からおおむね半径30kmの範囲で防災対策を重点的に行う区域のこと。

PAZ: Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域) 直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置 (避難等) を準備する区域。「原子力施設から概ね 5 km」

原子力防災



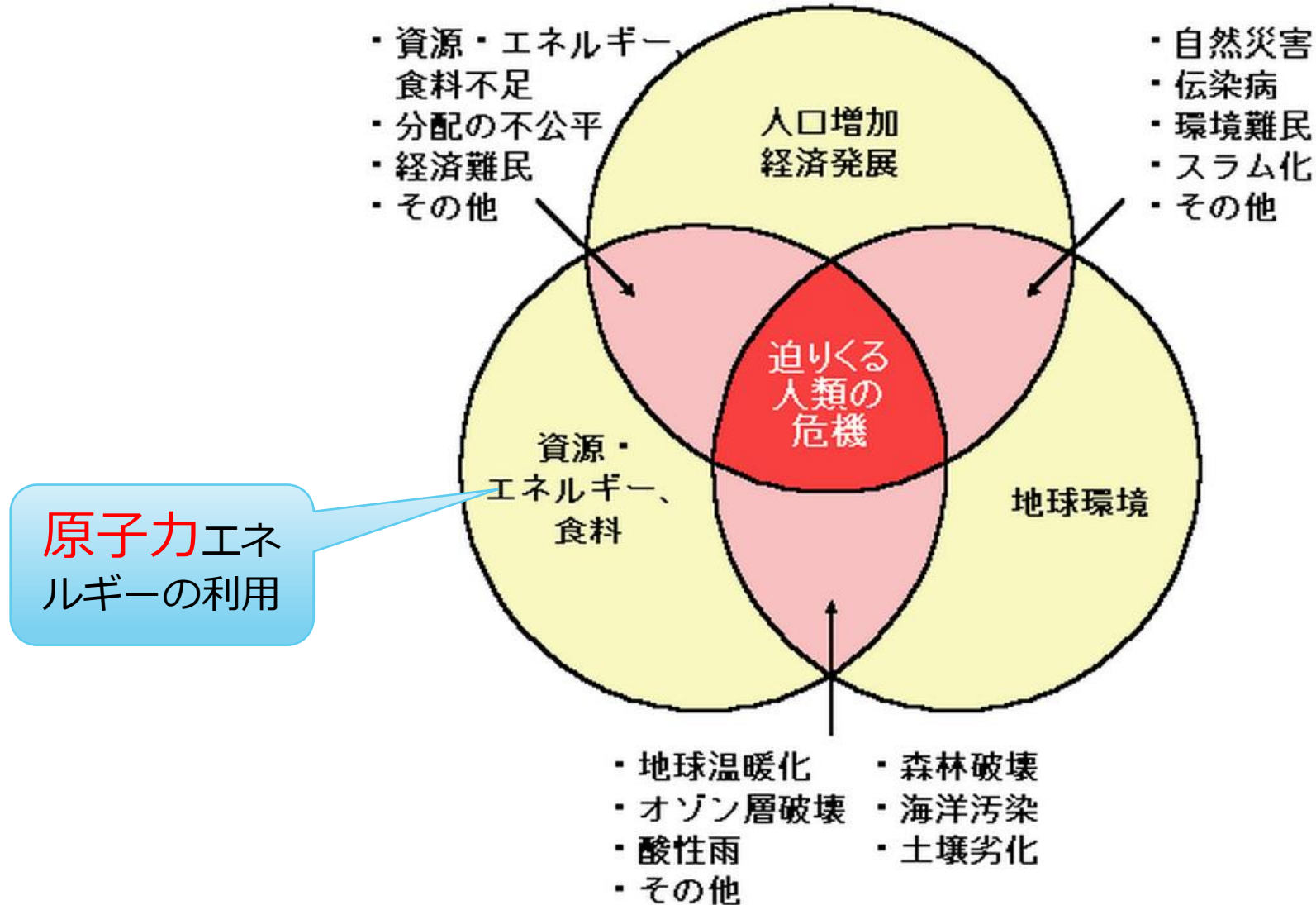
続 浜岡原発の 選択



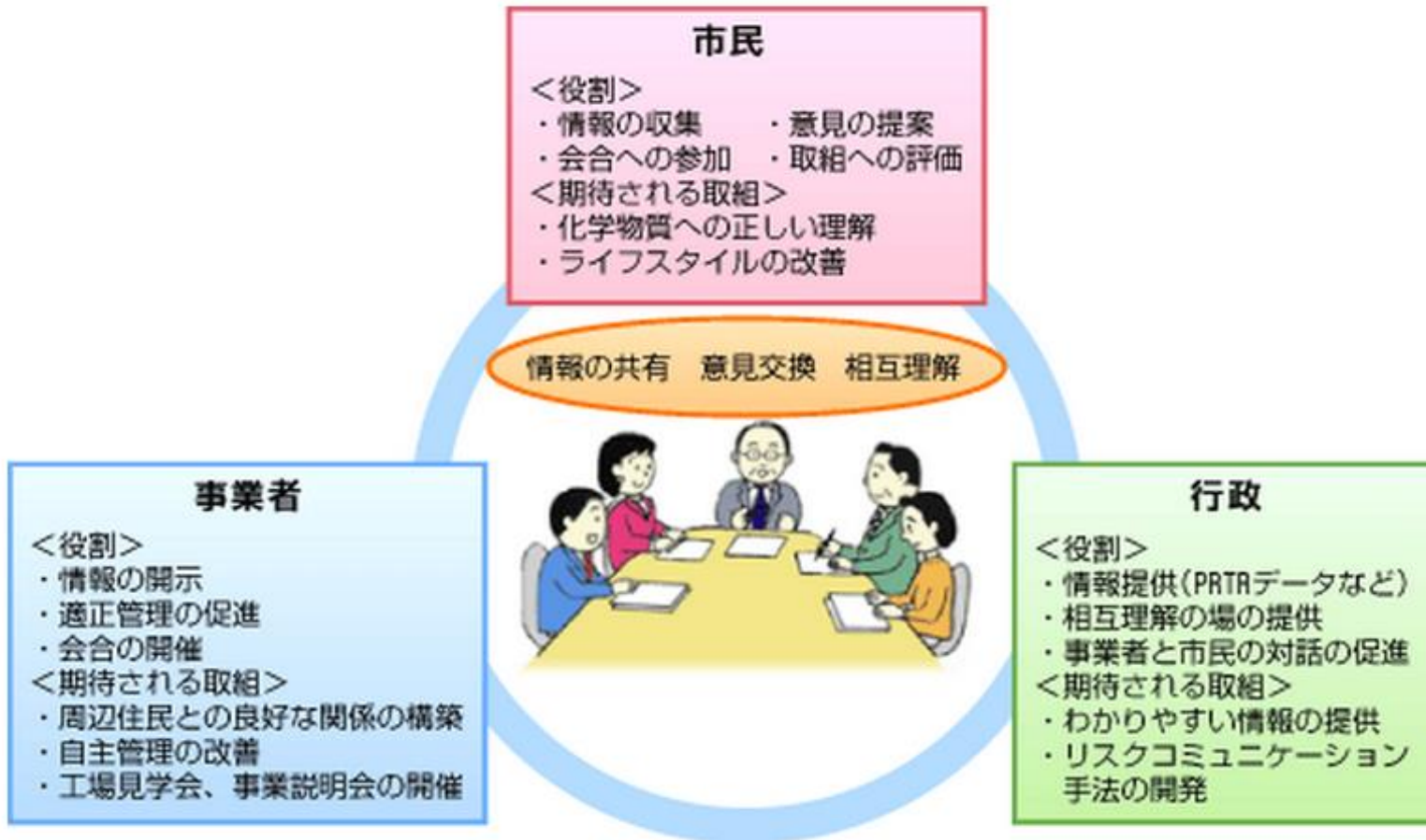
静岡新聞社 編

浜岡原子力発電所 **再稼働問題** をどう考えるか？

トリレンマ問題：ベストエネルギーミックス



リスクコミュニケーション



出典:愛知県 環境部 環境活動推進課

哲学カフェ@しぞ〜か 特別企画

原発県民投票を哲学する

「原発県民投票2015」では、浜岡原子力発電所の今後のあり方について、静岡県民の広い意見をとどけるべく、中立的な立場から「県民投票（静岡県民による住民投票）」の実現を目指しています。

原発の賛否については賛成／反対それぞれの立場に多くの論拠があるでしょう。それも「原発」という問題には、多くの重要な論点が含まれているからです。

そこで今回、哲学カフェ@しぞ〜かとのコラボレーションにより、「特別企画 原発県民投票を哲学する」を実施することにしました。本企画では、①原発は私たちにどのような問いを投げかけているのか、②民主主義において県民投票はどのような位置を占め、いかなる意義をもつのか、③原発の賛否にかかわる県民投票はいったいなにを意味するのか、について3回シリーズで討議していきます。

原発という身近で重要な課題について、立場を超えて広く討議する機会になります。多くの方のご参加をお待ちしております。

第1回 2015/2/8 (日) 14:00～16:30

「原発は私たちにどのような問いを投げかけているのか」

第2回 2015/4/19 (日) 13:30～16:30 (受付13:00～)

「民主主義において県民投票はどのような意義をもつのか？」

第3回 2015/6/7 (日) 13:30～16:30 (受付13:00～)

「原発県民投票を実施するとは、なにを意味するのか？」

参加費 一般500円 学生300円（コーヒー代を含む）

場所 アイセル21（静岡市葵区東草深3-18）

ファシリテーター 竹之内裕文
（静岡大学農学研究科・創造科学技術大学院 教授）

主催 哲学カフェ@しぞ〜か & 原発県民投票2015
お問い合わせ Tel.090-1470-2093 Fax054-246-3685（久保田誠司）

リスクコミュニケーション



講義スケジュール

- 1 日本のエネルギー事情
- 2 原子力発電の仕組み
- 3 放射能・放射線について
- 4 安全確保の設計
- 5 浜岡原子力発電所の概要
- 6 福島第一原子力発電所の事故概要
- 7 浜岡原子力発電所の地震対策
- 8 浜岡原子力発電所の津波対策
- 9 浜岡原子力発電所の防災対策



2

チェルノブイルと福島原発の比較



	チェルノブイル発電所	福島第一発電所
事故の状況	炉心爆発・火災	屋上階の水素爆発
放出された放射能量	520万テラベクレル	63万テラベクレル
放射線による死亡者	28人	無し

チェルノブイル事故と比較して
何を言いたいのかな³⁵？

福島被災地研修ツアー (2015.5.16)



福島県南相馬市立病院



放射線被ばくへの
不安を軽減する
ために
医療従事者のための
カウンセリング
ハンドブック
- 3.11. 南相馬における
医療支援活動の記録 -

【編著】
千代豪昭

元 南相馬市立総合病院放射線健康
カウンセリング外来室長
クリフム夫律子マタニティークリニック
臨床胎児医学研究所
兵庫医科大学遺伝学講座特別招聘教授

【執筆協力】

古川洋一
東京大学医科学研究所臨床ゲノム腫瘍学分野教授
室月 淳
宮城県立こども病院産科部長
東北大学大学院医学系研究科先進成育医学講座
胎児医学分野教授
及川友好
南相馬市立総合病院副院長

メディカルドゥ

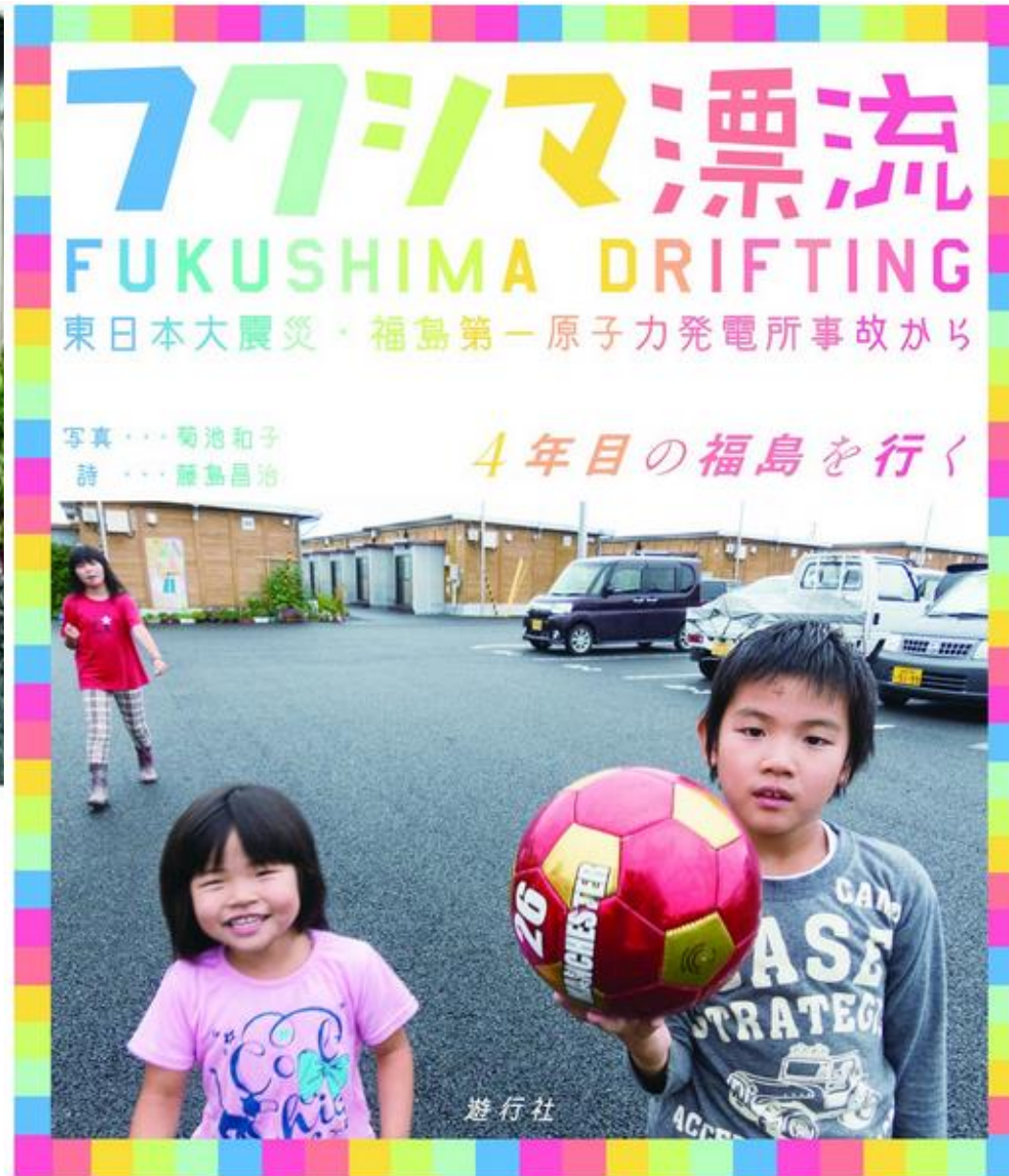


仮設にて

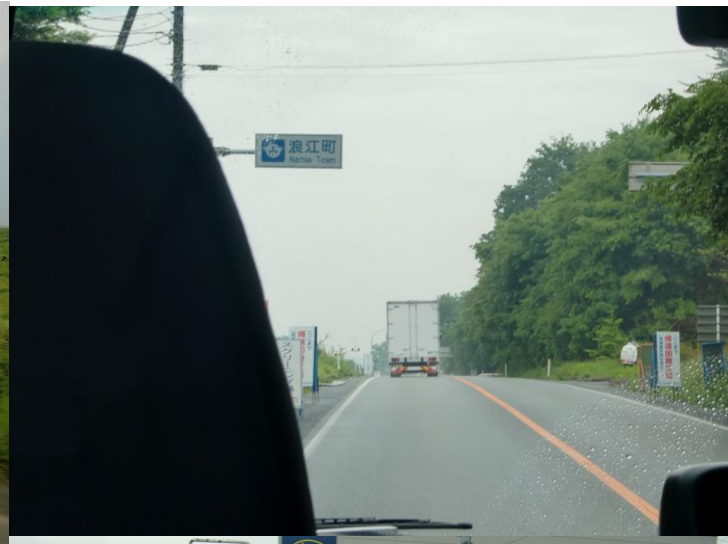


福島はもはや
「フクシマ」になった

遊行者



福島の復興はいつ...



ご清聴ありがとうございました

静岡大学客員教授
中小企業診断士

石井洋之 Ph.D.